

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9224)
処分課（担当）名	大阪市立住まい情報センター 指定管理者：大阪市住宅供給公社・アクティオ共同事業体
処分の名称	住まい情報センターの施設に係る使用許可
概要	大阪市立住まい情報センターでは、センター主催事業等の支障のない範囲で、ホールや研修室の貸出しを行っており、広く一般の方々のご利用を受け付けています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立住まい情報センター条例第7条（平成11年3月17日条例第30号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	大阪市立住まい情報センター条例 （使用許可の制限） 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (3) 管理上支障があるとき (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき (5) その他不相当と認めるとき
標準処理期間	1日
経由日数	なし
提出先	大阪市立住まい情報センター
提出時期	<ホール・研修室> ・住まいに関する講演会、説明会、その他これに類する行事で営利を目的にしないものに係る申込みは、使用期日の9ヶ月前から前日まで受付けています。 ・その他の申し込みは、6ヶ月前から前日まで受付けています。 ・予約後1週間以内かつ使用期日の前日までに使用申込書をご提出ください。
提出方法	<ホール・研修室> 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、住情報プラザの受付にご提出ください。FAXでの申込みについては、その旨を事前に電話にてお伝えください。E-mailでの申込みはできません。
手数料	貸室の種類・時間帯によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	<ホール・研修室> https://www.osaka-angenet.jp/facility
備考	